

平成29(2017)年度 事業概要

ほう き
伯耆の国の
川づくり・
道づくり



国土交通省 中国地方整備局
倉吉河川国道事務所



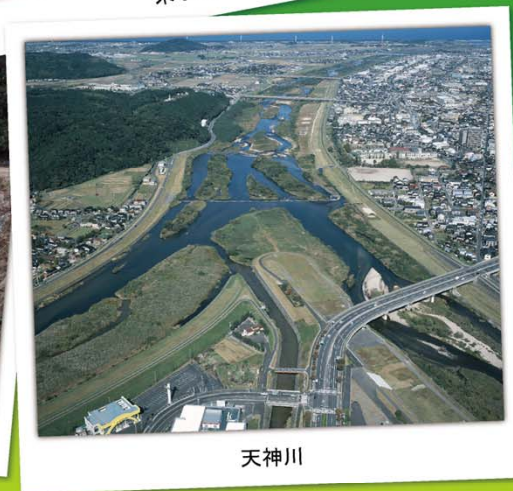
天神川河川防災ステーション



米子道路



穴鴨3号砂防堰堤



天神川

地域の概要

鳥取県の概要 2

川づくり

天神川の概要 4

川づくりへの取り組み 6

洪水からくらしを守る 6

交流を育む 8

土砂災害からくらしを守る 9

道づくり

道づくりへの取り組み 11

広域的な交流・連携の促進 11

安全・安心な暮らしを支える 14

地域の個性を活かす 21

交流を育む 23

災害に備える

土砂災害 25

災害対策 27

情報提供 31

減災対策協議会 33

事務所について

組織と沿革 34

予算概要 35

広報活動 36

道路に関する窓口・手続 37

事務所・出張所の案内 38

地域の概要

鳥取県の概要

鳥取県は、本州の南西部にあって、北は日本海を隔て大陸と向き合い、南は中国山地が日本海側にせり出しており、東西にやや細長く、山地の多い地形です。

その中に、美しい風紋の見られる広大な鳥取砂丘、四季折々に美しく雄大な大山など豊かな自然があります。また、豊かな湧出量を誇る温泉等、豊富な観光資源に恵まれています。

千代川、天神川、日野川の3つの一級河川の流域には、それぞれ平野が形成されており、北には青く澄んだ日本海が広がり、南には中国山地の山々がそびえ、地形的にみて、まとまりのよい県です。

気候は典型的な日本海型気候を有しており、中国山地と大陸の影響による季節風および日本海の対馬海流に大きな影響を受けています。そのため、山陽側の岡山県と比較すると年間を通じて平均気温が低く、降水量は多くなっています。



大山：上野池(伯耆町)から大山を望む



四子手網漁小屋(東郷湖：湯梨浜町)：松崎二区公民館付近から東郷湖を望む

■人口・面積

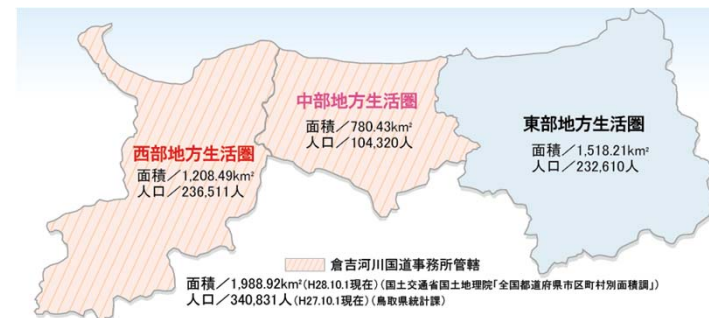
鳥取県は、日本海と中国山地にはさまれ、東西126km、南北62kmと東西に細長く、その面積は3,507km²です。



県花：ナシ



県鳥：おしどり



■産業

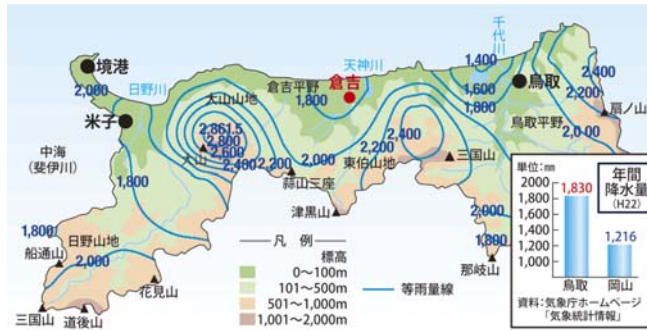
鳥取県は、農業では日本なしやスイカ、らっきょう、ねぎなど、水産業では松葉ガニ、くろまぐろ、はたはたなど全国的に有名なものが多いのが特徴です。また、山陰道の整備により新たな企業進出や雇用が増加しています。



■ 気象・地形

気候は、瀬戸内側に比べ降水量が多く、冬期には国立公園大山と東部の山岳地域を中心に、かなりの積雪が見られます。

また、中国山地が日本海に迫っており、山地が多く、河川も急流なため、可住地面積は県土の25%程度となっています。



■ 文化・観光

◎ 祭事



大山夏山開き

本格的な夏山シーズンを迎える6月には、シーズン中の安全を祈願し、夏山開き祭が開催される。また、平成30年には大山開山1300年を迎えるにあたり、中西部地域が連携して記念行事などが予定されている。



三徳山三佛寺

毎年10月の最終日曜日には、三徳山三佛寺境内にて炎の祭典が開催される。この祭典では、古来の修験道の行事「探燈護摩大法要」と「火渡り神事」が行われる。



麒麟獅子舞い

麒麟獅子は、今からおよそ350年前鳥取の初代藩主田村光仲により興されたこと、鳥取県の東部(因幡地方)と兵庫県の一部に伝わり、現在も140を超える麒麟獅子舞いが毎年神社に奉納されている。



水木しげるロード

境港出身の漫画家、水木しげる氏にちなんで名づけられた商店街通り。アニメ「ゲゲゲの鬼太郎」に登場する鬼太郎、ねずみ男、目玉のおやじなど、妖怪たちのブロンズ像が130体以上も配置されている。



白壁土蔵群 (倉吉の町並み)

白壁土蔵の多くは、江戸、明治期に建てられ、しっくい(白)土壁、焼杉の黒い腰板、赤い瓦などが、懐かしい風情をかもし出している。



三徳山三佛寺投入堂 (日本遺産)

この投入堂は、ふもとで組み立てられたお堂を役行者(えんのぎょうしゃ)が法力で投入されたこと、建立法については、今もお謎につつまれたまま。



燕趙園 (中国庭園)

東郷湖畔に建てられた本格的な中国庭園。中国河北省の技師が設計し、中国産の木材を輸入して造られた。丹念な線で描かれた壁画や配色の感覚まで、全てに中国らしさがにじみている。



三朝温泉

世界屈指のラジウム含有量を誇る、湯治で知られる山の温泉。しっとりとした温泉情緒に包まれ、古くから山陰の名湯としてと謝野鉄幹・晶子夫妻・島崎藤村・有島武郎など、数々の文化人たちが訪れた。



鳥取砂丘

あるときは豪快に、あるときはおだやかに表情を変える鳥取砂丘。風が吹くたびに変わる風紋や砂簾(されん)は、まさに自然が造り出す芸術。

川づくり

天神川の概要

天神川は、鳥取県の中央に位置し、その源を鳥取県東伯郡三朝町の津黒山に発し、福本川、加谷川、三徳川等の支川を合わせて北流し、倉吉市で国府川、小鴨川と合流し、日本海に注ぐ一級河川です。

その流域は南北に流れる本川の流路延長約32kmに対して、東西の幅が約42kmと、全体として東西に伸びたひし形の形状をしています。流域面積は490km²で、鳥取県中部における社会、経済の基盤となる地域に及んでいます。

直轄管理区間延長(41.9km)
天神川 14.6km
小鴨川 16.2km
国府川 8.9km
三徳川 2.2km

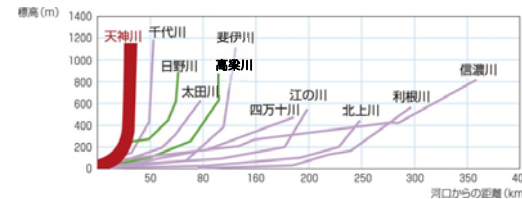
流域図



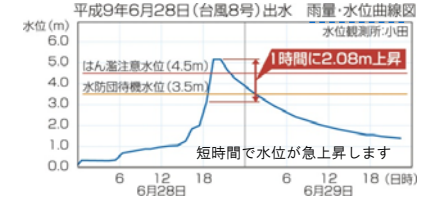
天神川の特徴

天神川は他の一級河川に比べて急勾配な上、洪水時の河川水位は周辺の地盤より高くなっています。流域の形状から洪水の流出が早く、またほぼ同じ流域面積を持つ本川天神川と支川小鴨川が倉吉市街地付近の平地で合流するため、大雨が降ると流出が重なり、合流点とその下流ではピーク時の流量が降雨と比較して大きな値を記録することがあります。

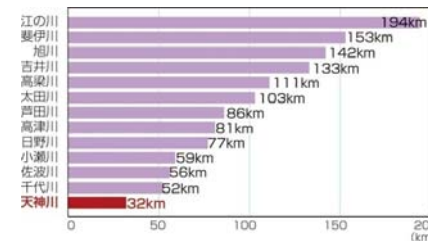
主要一級河川の河床勾配比較図



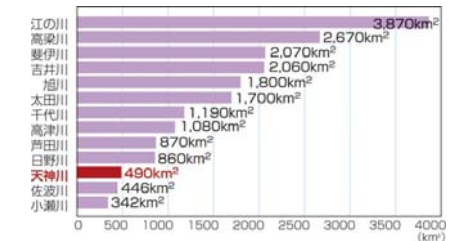
天神川の洪水時の水面の高さ



幹線流路延長(中国地方で13番目)



流域面積(中国地方で11番目)



天神川流域の自然

■ 上流域の自然

河岸にはツルヨシが密生し、水質は清浄でオオサンショウウオやヤマメ、イwana、ヤマセミヤ、アカシヨウビンなどが生息しています。



オオサンショウウオ

■ 中・下流域の自然

中流域は堰上流の湛水区間と瀬が連続し、アユやオイカワ、カワムツ、カジカガエルなどが生息しています。中州が発達しオニグルミ、ヤナギなど樹木化が進んでいるところも見られます。下流域では川幅が250~300mと広くなり、河道内では一部砂州やワンドが見られます。ヨシ、オギ、ヤナギなどの植物が分布しています。



カジカガエル

■ 河口部周辺

河口部は砂丘がひろがり、コアジサシの生息地となっています。また周辺の水面はコハクチョウの越冬地となっています。



コアジサシ

災害の歴史と過去の改修

昭和9年9月の室戸台風は、西日本各地で甚大な被害を被りました。旧倉吉町でも死傷者66名、家屋の流出や浸水などの被害は約7300世帯にのぼる等、最大級の被害をうけました。

その後も、昭和34年9月の伊勢湾台風等、天神川水系は水害にみまわれました。

この洪水被害を契機として、地元からの強い要望に応え事務所が設置され直轄改修事業が開始されました。

■ 室戸台風の様子

昭和9年9月20日から21日にかけて強烈な強さの室戸台風が西日本を襲いました。室戸台風による死者行方不明者は、西日本各地で3036名を数える大災害となりました。



旧倉吉町より樹形方面の様子



倉吉町役場前にある元帥酒造角の様子



室戸台風の災害状況
(昭和9年9月21日撮影)

■ 伊勢湾台風の様子



伊勢湾台風 (昭和34年9月)

■ 災害の歴史 (過去出水)

名称	発生日	破損・浸水(戸)	出水量 (m ³ /s)
室戸台風	昭和9年9月20日	7300	3,500
伊勢湾台風	昭和34年9月20日	135	2,200
台風19号	平成2年9月19日	0	1,700
台風10号	平成10年10月19日	53	1,800

出典：流量は「流量年表」記載値、破損・浸水戸数は「水害統計」記載値ただし、S9.9.20は「鳥取県水災並救護概況」S34.9.20、H10.10.19は倉吉河川国道事務所資料

■ 過去の改修



小田橋架替工事 (昭和27年頃)



現在の小田橋 (平成20年撮影)



洪水があふれないようにする堤防整備
(三朝町若宮)

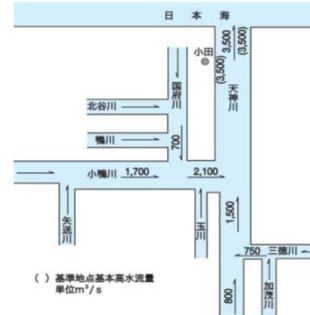
川づくりへの取り組み

洪水からくらしを守る

河川整備基本方針



■ 計画流量図



昭和9年9月の室戸台風の大災害が契機となり、同年12月に内務省天神川改修事務所（現在の倉吉河川国道事務所）は開設されました。天神川水系の治水計画は、再び室戸台風の惨事を繰り返さないように、この室戸台風の降雨相当を計画高水流量と定め、小田地点における計画高水流量を3,500m³/sとし、堀削、築堤を重点に改修を進め現在に至っています。平成18年4月24日には、天神川水系河川整備基本方針が決定され、これに基づき段階的に整備する内容を定めた河川整備計画が平成22年3月5日に策定されました。

■ 計画概要

水源及び標高	鳥取県東伯郡三朝町大字大谷(津黒山1,118m)
流域面積	490km ² (山地450km ² 、平地40km ²)
流路延長	幹川 32km、支川小鴨川 35km、支川国府川 19km
大臣管理区間	幹川 14.56km、支川小鴨川 16.20km、支川国府川 8.91km、支川三徳川 2.2km 合計41.87 km
計画高水流量	(基準地点) 小田 基本高水流量 3,500m ³ /s 計画高水流量 3,500m ³ /s
計画流量改定経過	小田地点 昭和9年決定 基本高水流量 3,500m ³ /s 計画高水流量 3,500m ³ /s
既往著名出水量	最大、小田地点 昭和9年9月21日(室戸台風) 3500m ³ /s
事業経過	直轄第一期改修: 昭和9年~25年(昭和9年12月17日事務所設置) 工事実施基本計画: 昭和43年2月8日 河川整備基本計画: 平成18年4月24日 河川整備計画: 平成22年3月5日

天神川水系河川整備計画

河川整備計画は、地域の「安全」や「河川環境」など地域にお住まいの皆様に関わることで、地域の皆様や専門的な知識を有する学識経験者からご意見をいただくとともに、さらに鳥取県知事をはじめ、倉吉市長、三朝町長、湯梨浜町長、北栄町長からのご意見を伺い策定に至っています。

■ 天神川河川整備の方針

◎いつまでも安心・安全を確保できる川づくり

天神川水系全体で、戦後最大規模(伊勢湾台風)の洪水を安全に流下できる川づくりを目指します。

◎美しい水辺を取り戻し人と自然にやさしい川づくり

過去の美しい天神川の姿の回復を目指し、人と自然にやさしい川づくりを目指します。

◎人が集い地域に活力を創造する川づくり

天神川を中心として人々の連携を深め、地域の活力をはぐむ場として川づくりを目指します。

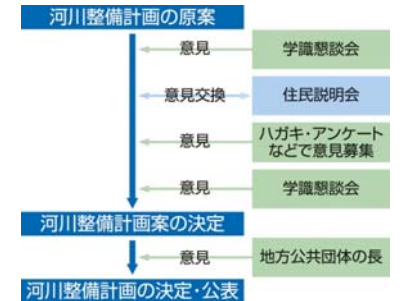
※「天神川水系河川整備計画」とは

治水、利水、環境等に関して今後概ね30年後に向けた河川整備の具体的な目標を定め、個別事業を含めた内容を策定するものです。



撮影：磯江一美さん

■ 天神川水系河川整備計画策定の流れ



天神川水系河川整備計画
ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/tkasen>

河川改修

■ 洪水を安全に流す断面を確保するとともに、侵食に対しても安全な川にします (河道掘削・侵食対策)

天神川支川小鴨川の中流部は、河道内の土砂堆積により流下能力（流下断面）が不足しています。また、急流河川であるため堤防の侵食の危険性が高く、対策が必要となっています。

平成29年度は、洪水を安全に流す断面を確保するための河道掘削及び侵食対策のための護岸工を実施します。



(河道掘削・固定堰改築)

天神川支川国府川の中流部は、一部に堤防の未整備箇所が残っており、また河道内の固定堰周辺は土砂堆積により流下能力（流下断面）が不足しています。そのため洪水を安全に流す断面を確保するための河道掘削及び堤防の整備とあわせ、固定堰の改築が必要となっています。

平成29年度は、固定堰改築に着手します。



河川管理

河川は、皆さんの生活の中でさまざまな形で利用されています。たとえば川の水は、水道用水、農業用水等に。また河川敷ではスポーツ、散歩、釣り等、みなさんの憩いの場として利用されています。

しかし、ひとたび大雨の時に洪水となって流れると、住民の生命・財産等を脅かす恐ろしい存在となります。

このような災害から住民の生命・財産等を守るために、また、適正な河川利用を維持するため、堤防をはじめとする河川構造物等の維持管理及び毎日の河川パトロールを行っています。

■ 河川巡視

適正な河川管理及び利用を維持するため毎日河川パトロールを行っています。



■ 維持修繕

天神川直轄管理区間において、表示板設置、ゴミ処理等の環境美化に努めると共に、堤防除草や天端補修及び護岸、堤防法面等の修繕工事等を実施しています。



■ 河道内樹木対策

河道内の樹木については、河川の流下能力維持等を目的に、定期的サイクルで樹木伐採を行っています。

また、コスト削減のため一般へ樹木伐採の公募を行っています。



公募伐採の実施状況

■ 内水対策

内水対策として、38箇所の樋門、樋管の管理を行っています。



排水樋門 (北田川)

■ 環境調査 (水質・生物)

水質の実態把握のため、定期的な水質調査の他に毎年、夏季に天神川流域の小中学生に協力していただき、水生生物による水質調査を実施しています。

天神川と小鴨川は平成27年全国で水質が最も良好な河川 (BOD 0.5mg/l未満) となりました。

また、「河川水辺の国勢調査」として流域に住んでいる生物や、天神川に訪れる人々の利用状況を調査しています。

平成27年全国一級河川の水質状況

◎BOD値による河川の水質状況(水質が最も良好な河川)

河川名(水系名)	都道府県名	BOD (mg/l)	
		平均値	0.5
尻別川(尻別川水系)	北海道		
後志利別川(後志利別川水系)	北海道		
沙流川(沙流川水系)	北海道		
荒川(阿武隈川水系)	福島県		
安倍川(安倍川水系)	静岡県		
菅川(菅川水系)	三重県		
天神川・小鴨川(天神川水系)	鳥取県		0.5
仁淀川(仁淀川水系)	高知県		
飯木川(飯木川水系)	佐賀県		
球磨川・川辺川(球磨川水系)	熊本県		
本庄川(大淀川水系)	宮崎県		
小丸川(小丸川水系)	宮崎県		
五ヶ瀬川(五ヶ瀬川水系)	宮崎県		



水生生物による水質調査

交流を育む

■ 水辺の楽校

子供たちが川に親しみ、川にすむ生物とふれあい、学び遊ぶ施設として「水辺の楽校」の整備を進めています。天神川水系においては、地域の皆様と協力し合い、平成17年度までに倉吉市上福田、倉吉市若土、倉吉市上井、倉吉市関金町関金宿、三朝町大瀬に「水辺の楽校」を整備しています。



■ 天神川流域会議

「天神川流域会議」は、平成12年12月、天神川流域を流れる川を軸として、鳥取県中部圏の地域交流を活性化していこうと、発足されました。

この会議は、天神川や、小鴨川、国府川、三徳川等の「ふるさとの川」を軸に、上中下流の交流を活性化し、地域の歴史・文化を活かした特色ある流域をつくらうというものです。そして、安全でうるおいのある、親しみやすい、ふるさとの川を作ることも目的としています。

上中下流の交流と流域の自然とのふれあいを通じて親しみを持っていただく活動として、天神川流域観察会、天神川野鳥観察会、川とふれあう体験学習会、菜の花プロジェクト等を実施しています。



川とふれあう体験学習会

土砂災害からくらしを守る

砂防事業

■ 天神川水系砂防

大山山系における天神川流域の砂防工事は本川筋を含む7渓流で昭和7年に鳥取県により農村匡救事業（不況による農山村救済事業）として開始されました。

その後、昭和9年9月の室戸台風を契機に、昭和9年から天神川改修工事が直轄で施工されることになり、引き続いて、昭和11年6月に直轄砂防区域が告示され、被害の大きかった小鴨川筋において砂防工事が開始されました。

平成10年10月の台風10号は天神川本川上流域（三朝町）に多大な被害を与えました。

このため、平成13年1月から三朝町においても直轄砂防事業を実施することとなり、流域面積318.59km²で砂防堰堤、流木対策工、床固工、渓流保全工を実施しています。

平成28年度末時点で41基の砂防堰堤が完成しています。平成29年度は4基の砂防堰堤の整備を推進します。

砂防区域図



大山源頭部の崩壊

■ 過去の土砂災害



室戸台風（昭和9年）
倉吉市関金町関金宿



台風10号（平成10年）
東伯郡三朝町上西谷



台風10号（平成10年）
東伯郡三朝町上西谷

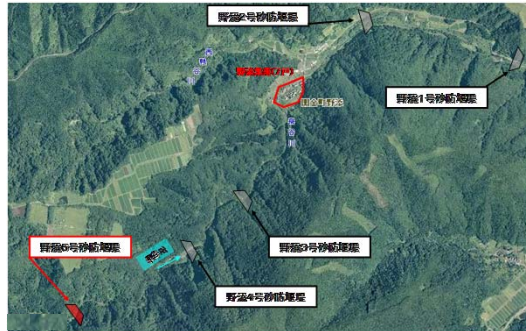


台風10号（平成10年）
東伯郡三朝町上西谷

■ 野添5号砂防堰堤

倉吉市関金町野添地先泉谷川において、流出土砂及び流木を捕足する基幹施設として、平成21年度より用地買収に着手し、平成22年度より付替道路に着手しています。

平成29年度は付替道路を推進します。

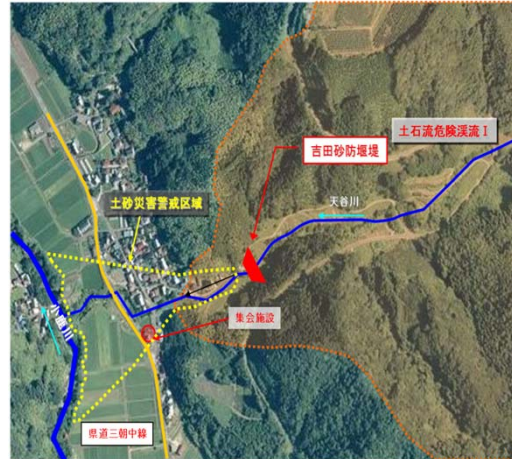


野添5号砂防堰堤

■ 吉田砂防堰堤

三朝町吉田地先天谷川において、流出土砂及び流木を捕足する基幹施設として、平成25年度より用地買収に着手し、平成26年度より工事に着手しています。

平成29年度は砂防堰堤及び付替道路を推進します。



吉田砂防堰堤

■ 木地山砂防堰堤

三朝町木地山地先能谷川において、流出土砂及び流木を捕足する基幹施設として、平成26年度より用地買収に着手し、平成27年度より工事に着手しています。

平成29年度は砂防堰堤に着手及び付替道路を推進します。



木地山砂防堰堤

■ 天神川水系の主な砂防堰堤



清水谷川第1号堰堤（倉吉市関金町堀）
（張石コンクリート式/S12.7）



砂原砂防堰堤（東伯郡三朝町砂原）
（流木捕捉工/H15.12）



大谷砂防堰堤（東伯郡三朝町大谷）
（鋼製スリット式/H27.10）



金谷砂防堰堤（倉吉市関金町金谷）
（大口径暗渠式/H10.11）



福本砂防堰堤（東伯郡三朝町上西谷）
（コンクリート式/H24.3）



矢握砂防堰堤（倉吉市関金町山口）
（鋼製スリット式/H14.1）

※ 国の登録有形文化財（建造物）は、清水谷川第1号堰堤以外に7箇所登録されています。

道づくり

道づくりへの取り組み

倉吉河川国道事務所では、人の連携・交流やモノ・情報の移動を支える道路ネットワークの強化により、経済活力の増進、安全で安心な暮らしの実現に寄与する道路整備を推進していきます。

道路整備推進にあたっては、地域のみなさまの意見を幅広く取り入れながら進めていきます。

広域的な交流・連携の促進

多様化する消費・余暇活動などに伴う高度な都市型サービスの広域的な享受、各地の自然・歴史・文化などに触れ合う機会の増大等を可能にするなど、幹線道路ネットワークの整備等を推進することにより広域的な交流・連携の促進に寄与する道路整備を進めます。

山陰道

山陰道は、環日本海交流の基幹軸の一翼を担うとともに、緊急時における代替ルートの確保による円滑・迅速な活動の支援、交通隘路区間の解消による経済活力の増進、及び交通・連携を促し地域の活性化にも寄与する高規格な道路です。平成25年12月に中山・名和道路、名和・淀江道路の全線が供用し、大栄東伯ICから鳥根県の出雲ICまでの104kmが自動車専用道路で繋がったところです。



山陰道 「北条道路」

山陰道「北条道路」は、一般国道9号の自動車専用道路です。

鳥取県内の山陰道は当区間を除き、既に整備済又は事業中となっています。

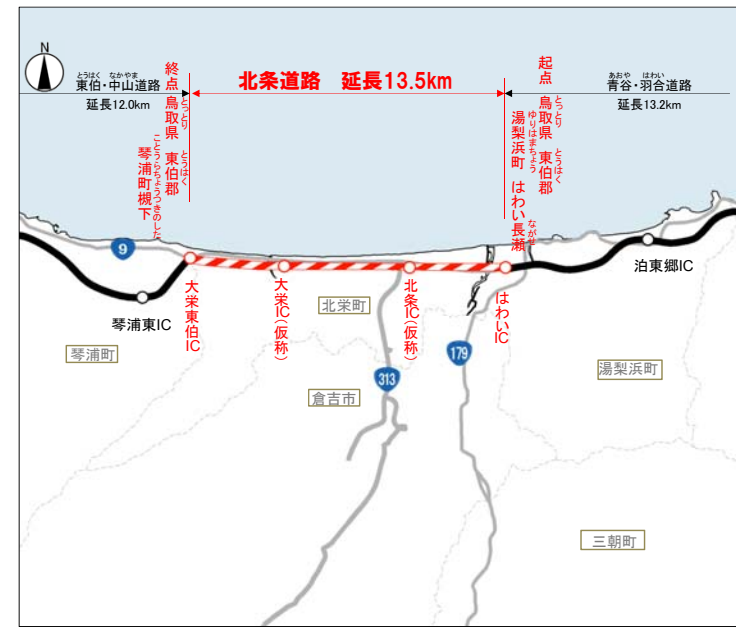
北条道路の整備により、高速ネットワークの連続性を確保するとともに、交通安全、企業・経済活動、広域の観光周遊・医療サービスの向上に役立つことを目的に平成29年度に新規事業化となりました。

平成29年度は、測量、現地調査等を実施予定です。

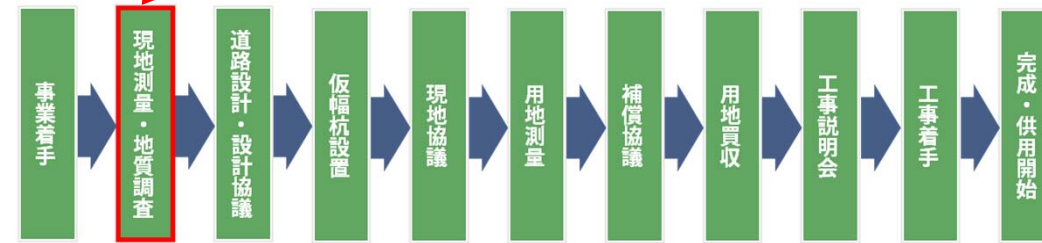
北条道路	
区間	(起点) 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬～(終点) 東伯郡琴浦町槻下
延長	L=13.5km
道路規格	第1種 第2級
設計速度	V = 100km/h
計画幅員	W = 10.5m (橋梁部W = 10.0m)
車線数	2車線 (暫定)

事業の経緯

- 平成28年度 都市計画決定
- 平成29年度 新規事業化

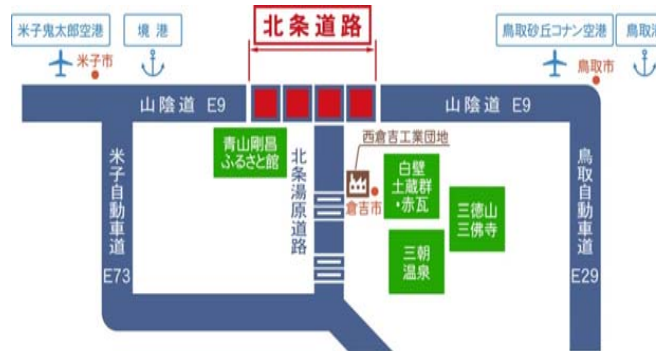


平成29年度はこの段階です。



効果1

観光地の活性化・企業進出の促進に寄与



効果2

道路の適正な機能分担による安全性の向上



山陰道

■ 山陰道 「米子道路」

山陰道 米子道路では渋滞区間及びインターチェンジ部の合流により、走行速度が低下しており、交通阻害箇所の走行・安全性の向上を図るため、平成24年度から付加車線設置事業に着手しています。
平成29年度は、改良・橋梁工事等を推進し、付加車線の早期完成を目指します。



①米子南IC上り合流部の状況



②日野川東IC下り合流部の状況

▼ 計画の概要

米子道路	
区間	(起点)西伯郡大山町安原～(終点)米子市陰田町
延長	L=13.6km
道路規格	第1種 第2級 第1種 第3級
設計速度	V = 80, 100km/h
計画幅員	W = 20.5, 23.5m
車線数	4車線

▼ 事業の経緯

- 平成9年度 全線暫定供用
- 平成18年度 無料化(淀江IC～米子東IC)
- 平成24年度 付加車線整備着手(日野川東IC～米子南IC)

安全・安心な暮らしを支える

交通安全対策

国道9号における「交通事故の削減」に向けて、様々な取り組みを行っています。具体的な取り組みとしては、「山陰道の整備」、「交差点改良・歩道整備」、「路面標示対策」及び「道路付属物(ガードレールや視線誘導板など)の整備」などです。これらの取り組みによって国道9号の交通事故減少に努めています。

■ 湯梨浜北栄地区事故対策事業

当該箇所を含む国道9号の湯梨浜から北栄間は、一般道の長い直線が続く区間であるため、スピード超過しやすい区間となっており、東方面、西方面いずれの交通も、長瀬浜入口交差点・長瀬新川入口交差点及び新旧国道313号との交差点で信号停止車両への追突や右折車両との正面衝突が多く発生し、死亡など重大事故が発生しています。

本事業は、事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の対象区間として、平成24年度から事業に着手し、交差点2区間の立体化による事故対策を行い、事故削減を図るものです。

平成29年度は調査・設計、改良、橋梁下部工事等を推進します。



期待される整備効果

交差点2区間の立体化による事故対策を行い、事故削減を図ります。

現況写真



写真① 長瀬浜入口交差点と長瀬新川入口交差点



写真② 湯梨浜地区(平成28年12月未現在)

交通安全対策

■ 琴浦地区交差点改良

当該箇所は、東伯郡琴浦町赤碓地内及び八橋地内の一般国道9号と町道が交わる交差点です。

現在、赤碓地区・八橋地区において、一般国道9号に右折車線が無く、右折待ち車両による交通障害、右折待ち車両に追突する事故等が発生しています。また、赤碓地区においては、通学路区間となっていますが、既設歩道の幅員が狭いため、安全が確保されていない状態です。

本事業は、右折車線設置等による交差点改良を行うとともに歩道を確保することにより、交通安全の向上を図るもので、平成28年度から事業に着手しています。

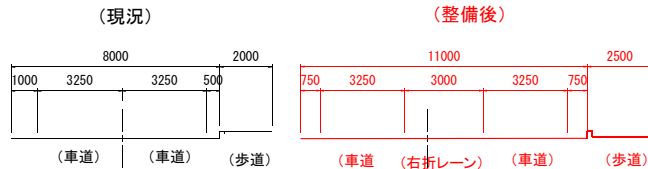
平成29年度は、用地買収・用地補償、調査設計を推進します。



【赤碓小学校入口交差点】



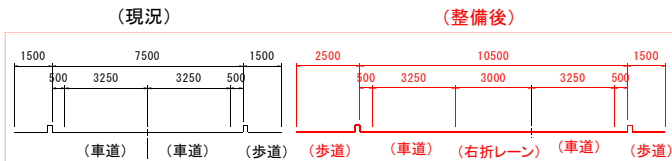
【赤碓小学校入口断面図】



【八橋小学校入口交差点】



【八橋小学校入口断面図】



橋梁等道路施設の予防保全・老朽化対策

■ 「鳥取県道路メンテナンス会議」、「鳥取県道路鉄道連絡会議」の設置

地方公共団体の三つの課題(人不足・技術不足・予算不足)に対して、国・県・市町村・NEXCOが連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『鳥取県道路メンテナンス会議』を、平成26年5月19日に設置し、平成29年3月8日に鉄道事業者とも連携して取り組みを行う、『鳥取県道路鉄道連絡会議』を設置

鳥取県道路メンテナンス会議設置の背景

- 急速に進む施設の老朽化
- 国、地方とも厳しい財政状況の中、道路施設の補修や更新への的確な対応が必要
- 的確に対応を進めるために、国全体として実態の把握、計画的な補修・更新が必要



鳥取県道路鉄道連絡会議設置の背景

- 鳥取県道路メンテナンス会議の下部組織として設立
- 鉄道の安全・安定輸送の重要性に鑑み、鉄道事業者と協力して、速やかに必要な措置を講じることが必要
- 的確に対応を進めるために、鉄道事業者と協力して、計画的、効率的に点検、修繕が必要

会議の役割

- 道路法第28条の2(道路の管理に関する協議会の設置)に位置付け
- 各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理を促進し、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化を図る

会議の役割

- 道路法施行規則 第4条の五の五に位置付け
- 鉄道事業者と各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、計画的、効率的に点検、修繕を図る

会議の内容(審議事項等)

- (1)道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関する事
- (2)道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事
- (3)道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関する事
- (4)その他道路の管理に関する事項

参考:中国地整の取り組み

- 【継続中】
- 点検技術の普及 → 講習会、合同点検など
 - 重傷損傷への技術支援 → 現地調査、対策方針への助言等
 - 整備局策定の技術資料の情報提供(貸与)

道路管理に関する技術者の技術の習得・向上及び技術の継承を行うために、各道路管理者(国、地方公共団体)による合同現地点検を実施しています。

橋梁合同点検実施状況



橋梁点検実施状況



橋梁補修

点検結果による橋梁の状態を把握し、早期発見・早期補修の予防保全を計画的に実施し、安全性・信頼性の確保と橋梁のライフサイクルコストの縮減を図ります。平成29年度は、新天神橋、青谷高架橋 など全39橋で橋梁補修工事を実施します。

橋梁の予防保全・老朽化対策の事例

(断面修復)

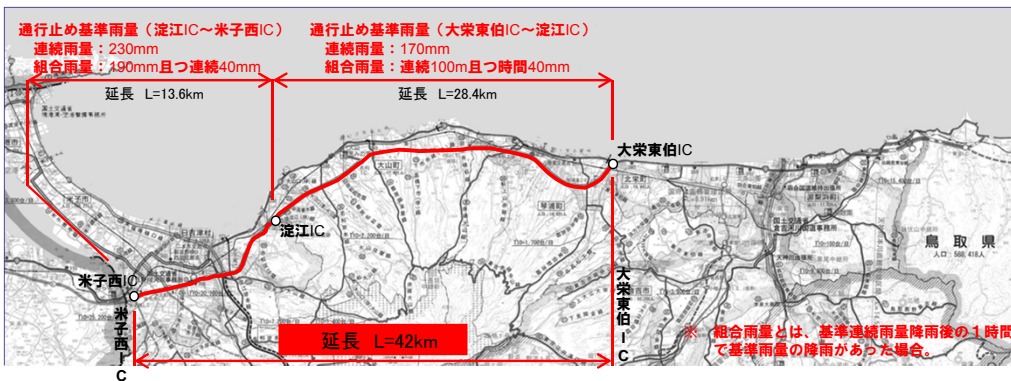


(塗装塗替)



豪雨時の事前通行止め区間

倉吉河川国道事務所が管理している山陰道のうち、豪雨による法面等の崩壊による道路利用者の被災を未然に防止するため、豪雨時において山陰道のうち以下の大栄東伯IC～米子西ICの間において必要な区間の通行止めを実施する場合があります。



大雪時の除雪優先区間

倉吉河川国道事務所が管理している道路のうち、大型車等の立ち往生車両が発生する恐れが高い3区間（9箇所）を「除雪優先区間」として、大雪時には通行止めを行い、集中的な除雪により立ち往生車両の発生を防止します。その他の区間においても、降雪状況等により通行止めを行う場合があります。

①石脇登坂

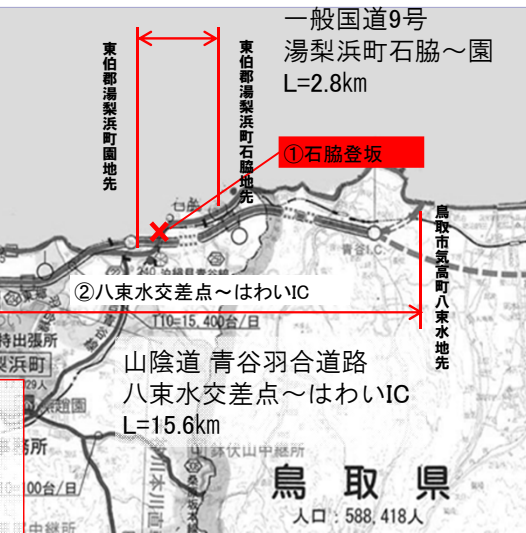


鳥取方向を望む 松江方向を望む

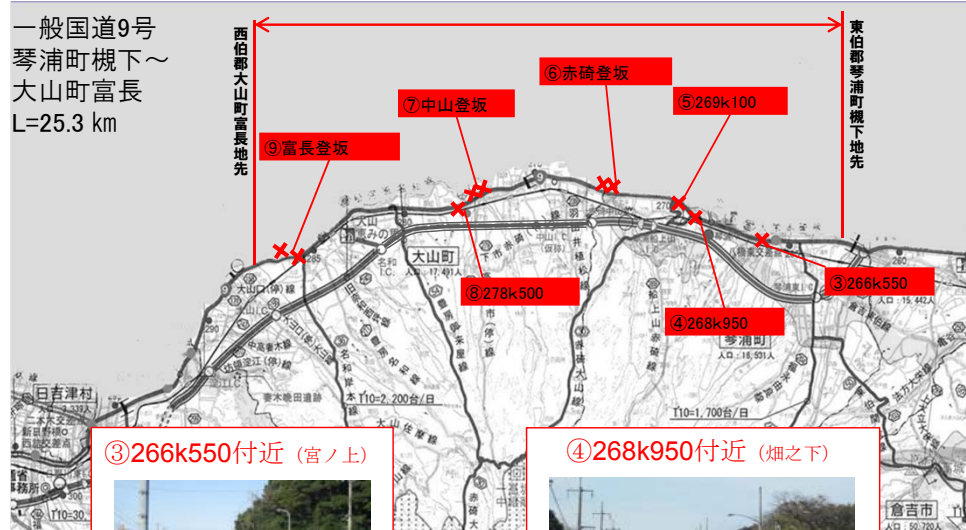
②八東水交差点～はわいIC



鳥取方向を望む 松江方向を望む



大雪時の通行止め予定区間



③266k550付近 (宮ノ上)



松江方向を望む

④268k950付近 (畑之下)



松江方向を望む

⑤269k100付近 (八幡坂)



鳥取方向を望む

⑥赤碓登坂



松江方向を望む

⑦中山登坂



松江方向を望む

⑧278k500付近 (大山消防署中山出張所前)



鳥取方向を望む

⑨富長登坂



鳥取方向を望む

道路管理

■より安全で快適な道路をめざし、パトロールや、日常的な維持・修繕を行っています。



1 道路をパトロールします



2 安全施設を設置します



3 土砂崩れなどの災害を防ぎます



4 道路緑化の保全を図ります



5 古く傷んだ道路をリフレッシュします



6 道路をきれいに掃除します



- 冬季の安全で円滑な交通の確保
- ▼ 凍結防止剤で道路の凍結抑制を図ります



- ▼ 除雪車で通行できる道路の幅を確保します



■ ロード・セーフティステーション

ロード・セーフティステーションは、道路の異常などをコンビニエンスストアを通して連絡していただくシステムです。

コンビニエンスストアがつかなぎます!道路の異常情報!



現在、倉吉河川国道事務所では「ローソン」、「ポプラ」に協力していただいています。(対象店舗にはロード・セーフティステーションのステッカーが貼ってあります。)

地域の個性を活かす

夢街道ルネサンス

中国地方には街道沿いに文化・自然が豊富に残っており、夢街道ルネサンスは、これらの財産を再発見し街道を見直していくことで、地域が主体となって展開していくように支援することを目的としています。倉吉河川国道事務所管内では、八橋往来・境往来・琴ノ浦歴史街道・津田侯殿様街道の四往來が認定されています。



■八橋往来（やばせおうらい）

平成13年度認定

倉吉から八橋へ 街道に残された“時代の記憶”

八橋往来は東伯耆の中心である倉吉と八橋地区を結ぶ街道として整備されました。この地域は近くに物資の集積地である赤碓港を控え、毛利氏の支配地の東端として重要な位置を占めていました。市街地の西を流れる小鴨川から八橋の間は、県道倉吉東伯線として、現在も人々の生活を支えています。

夢街道認定地区では、伊能忠敬が測量したといわれる街道（街並み）を保存・活用するなど、旧市街地にある歴史的資源を発掘し、路地を活かした歩行ネットワークの構築を地域住民主体で行うことに取り組んでいます。

【アクセス】 JR山陰本線倉吉駅より 車で10分
 自動車…米子自動車道湯原IC～国道313号（大阪から 約3時間10分 広島から 約3時間）
 中国自動車道庄院IC～国道179号（大阪から 約3時間20分 広島から 約3時間10分）



旧牧田家

旧牧田家は江戸時代初期の倉吉餅などの商品の販路を全国的に広げた大商人の自宅だった。



鉢屋川

色とりどりの鯉が泳ぐ鉢屋川。かつて、この水は野菜の土を落としたり洗濯などにも利用されてきた。



レトロモダンなポンプ室

ポンプ室は倉吉で最初の上水道施設として、昭和7年から平成2年3月まで水を汲み続けていた。



白壁土蔵群

酒や醤油の香りが漂う街並みは、「かおり風景百選」（環境省）にも選ばれている。

■境往来（さかいおうらい）

平成15年度認定

美しい蔵や商家が川面に映り、大山を背に海へと続く往来

山陰の商都と呼ばれる米子市と境港市を結ぶ往来。米子市は、江戸時代の初め米子城築城とともに整えられた伯耆十八万石の城下町で、江戸時代中期から大正にかけては海運業が盛えました。かつて運送路として繁栄した旧加茂川周辺の下町には白壁土蔵や由緒ある豪商の屋敷などが今でも残り、寺町通りには米子城の要塞として集められた寺が九つ並ぶなど、城下町の情趣を色濃く伝えています。

夢街道認定地区では、地域の歴史や文化の再評価、下町散策ガイドの充実などにより、まちづくりの目標の具体化とその実現に取り組んでいます。

【アクセス】 JR山陰本線米子駅
 自動車…山陰自動車道米子西IC・米子南IC
 米子自動車道米子IC（広島から 約3時間40分）



後藤家住宅

江戸時代に回船問屋として栄えた後藤家の住宅（国指定重要文化財）。川に面してたくさんの蔵が並び、米や鉄などさまざまな物資の積み下ろしで賑わったといわれる。



米子城跡

島根半島や大山まで眺められる米子城の天守閣跡は絶景の展望地となっている。



地蔵さん巡り

加茂川沿いには、樓地蔵、曲がりの地蔵など、表情も様々な多くのお地蔵さんが点在している。



旧加茂川沿いの土蔵

旧加茂川沿いには土蔵が立ち並んでいる。川から蔵へ、曲がりの石段は、船が行き交い、荷の揚げ降ろしをした往時の姿がしのばれる。



京橋

川から蔵への石段

■琴ノ浦歴史街道（こののうられきしかいどう）

平成22年度認定

小泉八雲が絶賛した海辺の佇まいをみせる街道

八橋は中世末期に尼子・毛利の拠点八橋城があり、江戸時代、津田氏の所領となると城の麓に陣屋が置かれた城下町である。小泉八雲と妻セツがこの地を訪れ、印象に深く残った琴浦海岸は爽やか海風とともに古き良き日本風土を感じさせます。

夢街道認定地区では、小泉八雲が絶賛した琴浦の魅力伝えるために、八雲の歩いた琴浦を巡るツアーや八雲ゆかりの施設である旧中井旅館での交流活動に取り組んでいます。



かんざきじんじや

神崎神社

水産海運、牛馬の守護神として県内外から厚い信仰を集めている。本殿は、鳥取藩のお抱え宮大工、小倉園三郎が嘉永6年(1853)に完成させた。（県指定保護文化財第1号）



きゆうなかいりよかん

旧中井旅館

小泉八雲・セツが宿をとった旧中井旅館。現在は、琴浦町が買収し、町民の交流の場として使用されている。

■津田侯殿様街道（つだこうとのさまかいどう）

平成23年度認定

山陰で唯一の国指定特別史跡がある街道

山陰で唯一の国指定特別史跡「齋藤廃寺跡」があり、古くは奈良時代前期「白鳳時代」から開け、伯耆の国八橋郡の中心地です。また、槻下豪族館跡や八橋往来など、歴史的、文化的にも貴重な遺産が随所に見られる地域です。

夢街道認定地区では、地域が一体となった交流・地域づくりをすることにより、地域の宝を再発見し、絆を深め、地域に潤いと活性化を図る活動に取り組んでいます。



方見神社(かたみじんじ)の文化財

木造隨身像2本、鎌倉時代の作で、全国的にも珍しい有数の隨身像として大変貴重。県の指定保護文化財に指定されている。



白鳳館(はくほうかん)

平成6年5月に建築され、斎藤廃寺を模したものである。活動拠点としても活用されている。

■日本風景街道

日本風景街道とは、国土文化の再興に向けて、文化資源の保存や保護、活用だけでなく、美しい国土景観の形成、地域活性化や観光振興を有機的につなぎ、道を舞台に多様な主体の協働により行われるものです。倉吉河川国道事務所管内では、「大山遠望歴史の道～ゆったりリズム体験・体感～」が登録されています。



■風景街道を構成する要素

日本風景街道は、「地域の資源」と「活動する人たち」、「活動内容」、「活動の場」から構成されるもので、それらを総称して「風景街道」といいます。



大山遠望歴史の道～ゆったりリズム体験・体感～（倉吉市域）

【目的】

中国地方の名峰大山を東側から遠望する倉吉地域の資源を活かし、現代社会で生じる心身ストレスをリフレッシュする様々な事業を展開します。

【活動エリア】

国道313号、及び県道、市道を対象道路とした倉吉市域。

【地域資源】

倉吉の中心を東西に貫く「八橋往来」の街道沿いには、江戸時代から昭和初期にかけて建てられた家屋や商家が数多く残っている。ここでは、白壁土蔵群を中心に観光や商業活動が活発に行われている。



資料：日本風景街道ホームページ

交流を育む

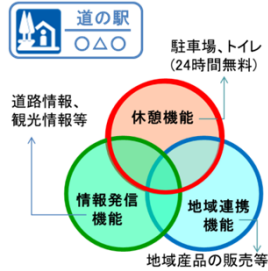
道の駅

「道の駅」は、休憩・地域の連携・情報交流の3つの機能を持ち、人と地域の交流ステーションとして文化や歴史・名所・特産物などの地域情報や道路交通に関する情報を提供します。

鳥取県内には、16の道の駅があり、一般国道9号、山陰道沿線には6つの道の駅があります。

- ・ 今後は、特に地方部の人口減少が深刻な状況になる中、世界最高水準の「ゆたかさ」と「安全・安心」を確保することを目指します。
- ・ 農山漁村地域においては、複数の集落を対象に、診療所や金融機関などが集約した「小さな拠点」と「ネットワーク」を整備していく必要があります。
- ・ これらの整備に当たっては、「道の駅」の利活用が考えられます。

「道の駅」の機能



情報発信機能：道路情報提供



休憩機能：トイレ(24時間無料)

道の駅「大栄」



所在地：鳥取県東伯郡北栄町由良宿1458-10
電話：0858-37-5451
開業：平成5年4月

大栄スイカが名物
全国第1号登録
駅です。

道の駅「北条公園」



所在地：鳥取県東伯郡北栄町園坂1525-92
電話：0858-36-4600
開業：平成5年11月

砂丘長いもと
砂丘ドウガ
が特産です。

道の駅「ポート赤碕」



所在地：鳥取県東伯郡琴浦町別所255
電話：0858-49-2020
開業：平成6年8月

日本海の
魚・地産野菜を
どうぞ。

道の駅「はわい」



所在地：鳥取県東伯郡湯梨浜町宇野2343
電話：0858-35-3933
開業：平成15年8月

壮大な景色と
海の幸山の幸。

道の駅「大山恵みの里」



所在地：鳥取県西伯郡大山町名和951-6
電話：0859-54-6030
開業：平成21年4月

大山の恵み
が勢揃い。

道の駅「琴の浦」



所在地：鳥取県東伯郡琴浦町別所1030-1
電話：0858-55-7811
開業：平成29年4月

琴浦の食
観光情報
が勢揃い。

ボランティア・サポート・プログラム



Volunteer Support Program プログラムの仕組み

「ボランティア・サポート・プログラム」とは地域住民、自治体および道路管理者が協力して道路の清掃美化活動を行い、道路への愛着を育てるとともに、道路利用者のマナー向上を啓発することを目的としています。

倉吉河川国道事務所管内では、平成29年3月時点では36の団体が積極的に活動を行っています。

「実施団体」、「道路管理者」、「協力者」の三者で協定を結びます。さらに具体的な清掃回数などの細かい取り決めは確認書で行います。



シンボル看板



活動状況



VSP活動中

VSP活動後

管内の活動団体

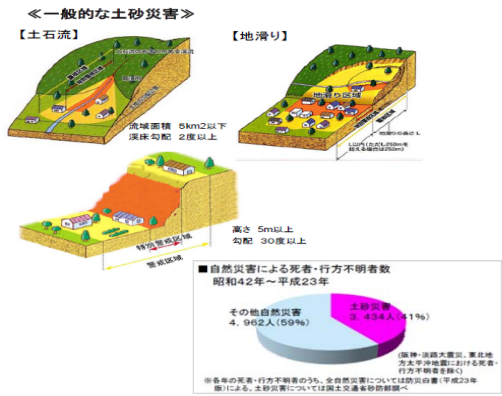
■ ボランティア・ロード in 米子連絡協議会 (米子市)	平成13年 7月協定	■ ボランティア・ロード フラワーストーン (米子市)	平成22年 6月協定
■ ボランティア・ロード 油 (湯梨浜町)	平成13年10月協定	■ セーフティロードTOYO (北栄町)	平成22年 8月協定
■ ボランティア・ロード ハワイビーチ協議会 (湯梨浜町)	平成14年 7月協定	■ ボランティア・ロード 車尾 (米子市)	平成23年 4月協定
■ ボランティア・ロード 中山・伯耆ニューモラル (大山町)	平成14年10月協定	■ ボランティア・ロード 光 (琴浦町)	平成23年 4月協定
■ ボランティア・ロード 大高 (米子市)	平成14年12月協定	■ ボランティア・ロード 鳥取県芝生産組合 (琴浦町)	平成23年 4月協定
■ ボランティア・ロード 道の駅はわい (湯梨浜町)	平成15年11月協定	■ ボランティア・ロード 赤碕21の会 (琴浦町)	平成23年 7月協定
■ ボランティア・ロード 中山女性グループ (大山町)	平成16年11月協定	■ ボランティア・ロード 「ダイイチ」 (北栄町)	平成23年 9月協定
■ ボランティア・ロード しゅうしょう (米子市)	平成17年 8月協定	■ ボランティア・ロード 物産館ことうら運営連絡協議会 (琴浦町)	平成23年11月協定
■ ボランティア・ロード IGI (琴浦町)	平成18年 5月協定	■ ボランティア・ロード 第6明生会 (大山町)	平成24年 3月協定
■ ボランティア・ロード コスモス (北栄町、琴浦町)	平成18年 5月協定	■ ボランティア・ロード 「大山・名和女性団体連絡協議会」 (大山町)	平成24年 3月協定
■ ボランティア・ロード 大山 (米子市、大山町)	平成18年 6月協定	■ ボランティア・ロード 鳥取ライト (湯梨浜町)	平成25年11月協定
■ ボランティア・ロード 打吹会 (湯梨浜町)	平成18年11月協定	■ ボランティア・ロード やばせ振興魁の会 (琴浦町)	平成26年 6月協定
■ ボランティア・ロード 西部温鳥 (米子市)	平成18年11月協定	■ ラッテちゃんボランティアロード (米子市)	平成27年 2月協定
■ ボランティア・ロード ワカマツ (琴浦町)	平成19年 6月協定	■ ボランティア・ロード ふくばら (米子市)	平成27年 5月協定
■ ボランティア・ロード なかしま (米子市)	平成19年10月協定	■ ボランティア・ロード 湯梨浜 (湯梨浜町)	平成27年 7月協定
■ ボランティア・ロード 「ダイハツ」 (米子市)	平成19年11月協定	■ ボランティア・ロード 鳴り石の浜 (琴浦町)	平成27年 8月協定
■ ボランティア・ロード 花 (米子市)	平成19年11月協定	■ ボランティア・ロード 鳥取トヨペット (琴浦町、米子市)	平成28年 5月協定
■ ボランティア・ロード 鳥取部品 (琴浦町)	平成21年 7月協定	■ ボランティア・ロード 米子市公会堂 (米子市)	平成28年 9月協定

災害に備える

土砂災害

土砂災害の現状

我が国は国土の7割が山地を占めており、平野部が少ない我が国では経済の発展や人口増加に伴い山麓部などへの宅地開発が進み、斜面があればどこでも土砂災害が発生する可能性があります。土砂災害とは、台風等による豪雨、火山活動、地震による災害をいいます。そして、土砂災害を「がけ崩れ、土石流、地すべり」と大きく3種類に分けています。土砂災害は、局所的、突発的に斜面があればどこでも起きる可能性があります。しかも、降雨や地形・地質といった複数の要因が影響するため精度の高い発生予測が困難であり、目視による確認が比較的困難なため危険性を認識しにくい災害でもあります。そして死者行方不明者の発生率が高いのが特徴です。自然災害による死者・行方不明者数のうち、土砂災害によるものが約半数にもなります。現在では、これらの土砂災害危険箇所が52万箇所を超え、毎年各地で発生しています。



土砂災害

がけ崩れ
土石流
地すべり

災害の特徴

- 局所的に被害が発生
- 降雨を起因として発生し、突発的に被害が発生
- 土砂と石礫が高速で移動するため、家屋の破壊を生じ、人的被害が発生しやすい
- 斜面があればどこでも起こる可能性がある
- 地形そのものが変化

避難行動に関する特徴

- 目視による確認が比較的困難であるため、危険性を認識しにくい
- 降雨や地形、地質等の複数の要因が影響するため、精度の高い発生予測が困難

■ 天神川流域での災害発生状況

平成10年 台風10号(天神川本川流域)

天神川水系の西部(小鴨川流域)は、新期(更新世)の火山岩で形成されさらに火山噴出物などに覆われており、土砂生産が盛んな大山重荒地帯となっています。中央部(天神川本川上流域)は、花崗岩などの深成岩で形成され、マサとなって風化が深部まで進んでいます。東部(三徳川流域)は古い時期の安山岩を中心とする火山岩で構成され、深い山ひだを形成しています。

このように天神川水系は、脆弱な地質状況であり、年間平均降水量も約2,000mmと多く、ひとたび土砂災害が発生した場合、その被害は甚大なものとなります。

近年の災害では、平成10年台風10号により、多くの土砂災害が発生しました。



土砂災害から身を守るために

- 「土砂災害警戒区域※1」の情報で、身の回りの危険箇所を確かめ、市町村のハザードマップを利用し安全な避難場所と避難ルートを確認しましょう。
 - 「土砂災害警戒情報※2」に注意し、避難勧告が出たら避難場所にすみやかに避難しましょう。
 - 土砂災害が発生する前は、斜面からわき水が出たり、雨が降り続けているのに川の水が減っていたり、川の水が濁っている等、いくつか兆候が見られます。それらの兆候を発見したら、土砂災害が発生する可能性が非常に高いので、早く避難しましょう。
- ※1 土砂災害警戒区域・・・土砂災害が発生した時に被害の及ぶ可能性のある範囲を都道府県が指定した区域。
※2 土砂災害警戒情報・・・降雨による土砂災害の危険性が高まった場合に地方気象台と都道府県が共同で、市町村ごとに発表する気象情報。



避難のPOINT

- 自宅周辺の地形・地盤を知る。
- ふだんと違う変化に注意。
- 早め早めの避難。

土砂災害は、目に見えないため危険性を認識しにくい災害です。行政からの情報に加えて自分たちがどんな場所に住んでいるかを普段から意識して危機意識を深めましょう。

土砂災害防止法改正案の概要

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の制御、既存住宅の移転促進等を推進しようとするものです。平成26年8月豪雨のため広島市北部で発生した土砂災害を教訓として、土砂災害対策の強化に向けている取り組みが行われました。平成26年11月に改正案が成立、平成27年1月18日に施行されました。

■ 土砂災害の危険性のある区域の明示 基礎調査の結果の公表

住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付けします。

基礎調査が適切に行われていない場合は是正要求
国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。(国は都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」)します。

■ 円滑な避難行動勧告等の発令に資する情報の提供 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

避難勧告等の発令に資するため、土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村及び一般に周知することを義務付けします。

避難勧告等の円滑な解除
市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付けします。

■ 避難体制の充実・強化 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図ります。

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めます。

■ 国による援助 国土交通大臣による助言、情報提供等の援助に係る努力義務

国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととします。

災害に備える

災害対策（道路啓開に必要な放置車両等の移動）

平成26年11月に改正された災害対策基本法において、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に所要の措置を講ずるものです。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）
- ※ ホイールローダー等による車両移動

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能

・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

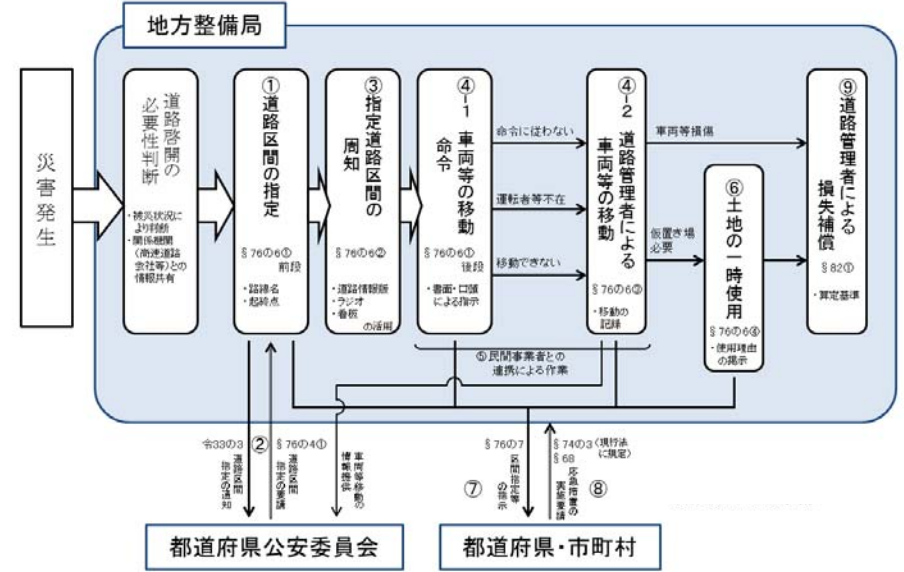
被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



（首都直下地震における八方向作戦の例）

車両移動のための具体的方策
（例：ホイールローダーによる移動）

実施フロー



倉吉河川国道事務所の主な取り組み

平成26年11月に改正された災害対策基本法に基づいて行う、大規模災害時等における道路管理者による放置車両の移動を円滑に実施するため、次のような取り組みを行っています。

◆車両移動の訓練

大規模災害時等において、放置車両等の移動を円滑に実施することを目的として、災害対策基本法に基づく手続き、各種車両に対する移動方法について、訓練を実施します。

※除雪機械での牽引



※重機での吊り込み



※人力での移動



※写真はH28.11に鳥取河川国道事務所と合同で実施した訓練風景

◆（一社）日本自動車連盟鳥取支部との協定締結

平成26年11月に改正された災害対策基本法に基づいて行う、大規模災害時等における道路管理者による放置車両の移動を円滑に実施するため、平成27年2月に（一社）日本自動車連盟鳥取支部（JAF）と協定を締結しました。

災害対策

中国地方整備局では、管内（中国地方5県）における台風、地震、豪雨、豪雪などあらゆる災害が発生、または発生する恐れがある場合において、現地対策本部としての応急対策の指揮、情報収集及び連絡体制、広報活動等を含めた初動体制を速やかに実行できるように、倉吉河川国道事務所と中国技術事務所（広島市）に災害対策用機械基地を設置し、災害対策用の機械を配備しています。

これにより、中国地方の地形的特長である東西に長くかつ中国山脈により南北（山陰と山陽）を隔てる形となっても、災害時に迅速な対応が出来る体制づくりが確保されています。

災害時に災害現場の現地基地となる対策本部車および衛星を利用して国土交通省独自の情報伝達を確保する衛星通信車等、多種多様な機械を配備し災害に備えています。

■ 配置ブロック図



■ 天神川河川防災ステーション



天神川河川防災ステーションは平成22年度から、国土交通省、鳥取県、倉吉市が一体となり、整備着手しました。平成24年度には災害対策車両庫建築、場内整備が完了し、平成25年度には防災センターが建築され、平成26年度に天神川河川防災ステーション内の防災センターへ鳥取中部ふるさと広域連合消防局の移転が完了しました。今後、水防活動・緊急復旧活動の拠点としての役割を担っていきます。

■ 災害支援状況

H23. 3. 12~5. 29
三陸沖を震源とする東日本大震災及び津波が発生。復旧支援のため宮城県、岩手県へ排水ポンプ車、照明車、対策本部車、待機支援車を派遣した。



宮城県名取市
排水ポンプ車 (30m³/分)
による排水状況

宮城県南三陸町
照明車 (2kW×6灯)
による避難所照明状況



H27. 9. 10~18
台風18号の影響により茨城県内で鬼怒川が氾濫し、内水被害が発生。排水ポンプ車・照明車による内水排除作業を実施。



排水ポンプ車 (30m³/分)
による夜を徹しての排水状況

H28. 10. 21~22
鳥取県中部を震源とする地震の被災者救援物資の配布作業支援の為、倉吉市役所へ照明車 (2kW×6灯ブーム式) を派遣した。

■ 災害対策用機械

対策本部車 (拡幅型) 1台

中大規模災害発生時に現場へ急行し、現地対策本部として使用します。荷台部分が拡幅し、会議スペースとなります。



衛星通信車 (中型) 1台

通信衛星回線を利用して、災害現場の状況映像等を災害対策本部及び支部へ送信します。



待機支援車 (バス型・8人乗り) 1台

中大規模災害時に、現場要員の後方支援（食事・休憩・仮眠等）に使用します。また、現場・災害対策本部及び支部間の情報を円滑に送受信します。（衛星携帯電話・スクリーン・液晶テレビ・パソコン等装備）



排水ポンプ車 (30m³/分) 3台

洪水で浸水した箇所へ急行し、車両搭載のポンプにより迅速に排水します。このポンプは、1分間にドラム缶150本分の排水が可能です。



排水ポンプ車 (30m³/分超軽量型)



排水ポンプ車 (30m³/分揚程20m)

照明車 1台 (2kW×6灯)

この照明車は、主に排水ポンプ車と組み合わせて使用します。そのため川側と宅地側の両方を同時に照らすことが可能です。



照明車 (2kW×6灯 ポール式)

照明車 2台 (2kW×6灯 ブーム式)

災害現場の夜間作業時の照明及び危険箇所の監視用として使用します。照明から200m離れた場所でも新聞が読める明るさがあります。



照明車 (2kW×6灯 ブーム式)

■ 河川・砂防情報表示板

河川・砂防情報表示板は、天神川流域の住民の方へ河川・砂防情報の提供を図るため設置した電光表示板です。

提供する情報は事務所が観測している雨量情報（時間雨量・累加雨量）等、防災情報です。また、出水の少ない時には天神川流域のイベントや季節の情報を表示しています。

倉吉河川国道事務所では、倉吉市に3台（天神川出張所、倉吉市役所関金庁舎前）、三朝町（三徳川河川敷）に2台を設置しています。



河川・砂防情報表示板 設置場所

河川・砂防情報表示板



表示例

情報提供

洪水が起こったときの浸水想定区域や、防災に役立つ情報を提供しています。

ホームページ

洪水が起こったとき皆様に役立つ情報を知っていただけるように、事務所ホームページのトップに「浸水ナビ」を掲示しております。

■ 地点別浸水シミュレーション

自宅などの地点をWEBサイト上で指定することにより浸水領域や浸水深等が表示できます。



<http://suiboumap.gsi.go.jp/>

■ 地点別浸水シミュレーション検索システムの簡単な操作方法

1. 地図上で調べたい地点を指定するために地図を拡大する
 拡大・縮小ボタンまたはマウスホイールをスクロール

2. 地図上で調べたい地点を指定する
 ①「座標または地図上で指定」をクリック
 ②「座標または地図上で指定」をクリック
 ③「座標または地図上で指定」をクリック

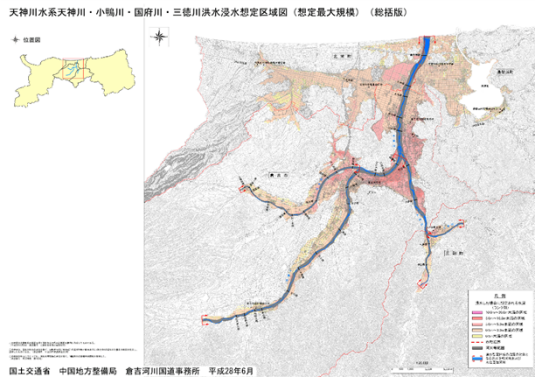
3. 破堤点を選択して浸水領域を表示する
 指定地点が表示され、指定地点に浸水をもたらす破堤点が表示される
 破堤点をクリックまたは破堤点リストで破堤点を選択

■ 浸水想定区域図

近年の想定を超える降雨の発生などにより浸水被害が多発したことを受けて、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制の充実が求められ、平成27年に水防法が改正されました。

洪水浸水想定区域は、国土交通大臣又は、都道府県知事が指定した「洪水予報河川」または「水位周知河川」について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域や想定される浸水の深さ、浸水が継続する時間等を公表することで洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図ることを目的としています。

天神川水系浸水想定区域図（総括図）



浸水想定区域図（分割図）



■ 洪水ハザードマップの公表

洪水ハザードマップは、洪水が起こった時の浸水想定区域と避難場所や経路などを分かりやすく表示したもので、倉吉河川国道事務所管内の市町（倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町の1市3町）で公表されています。



洪水ハザードマップ 倉吉市

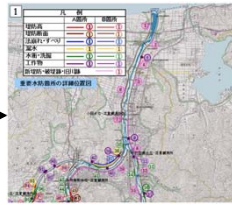


洪水ハザードマップ 湯梨浜町（旧羽合町）

■ 重要水防箇所

重要水防箇所とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、その重要度によって3つのランクに分類されます。

天神川水系においては、管内の堤防延長約84kmのうち「重要水防箇所」が全部で121箇所あります。このうちAランク（水防上最も重要な区間）は16箇所あります。



■ 防災情報

■ 防災情報体系の統一

平成19年4月に国（国土交通省河川局と気象庁）が、大雨・洪水時に発表する河川防災用語の見直しを行いました。これまでの防災用語は、専門的な用語が多く、住民の皆様にはわかりにくいものでした。新しい防災用語は川の状況や危険度をイメージしやすくなっており、水災害時に適切な行動・判断をとり、危険から身を守るための基礎知識として活用いただけます。下図にあるように、水位を危険度で5段階まで設定しており、数値が上がれば、氾濫の危険が増します。また、「氾濫の発生」は水位の名称ではありませんが、住民の皆様に対してわかりやすい区分として設定されています。

■ 緊急速報メールによる洪水情報の配信

天神川・小鴨川・国府川流域の沿川4市町、鳥取県、国が連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進しています。大規模な洪水により河川水位が氾濫危険水位に到達した場合と堤防決壊等により氾濫が発生した場合に携帯電話やスマートフォンに対して洪水情報の配信を5月より開始します。

【緊急速報メールによる洪水情報の配信対象エリア】

河川名	基準観測所	注	配信エリア
天神川	小田水位観測所	倉吉市小田	倉吉市、湯梨浜町、北栄町
天神川	竹田橋水位観測所	倉吉市伊木	倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町
小鴨川	河野川水位観測所	倉吉市河野町	倉吉市、北栄町
国府川	福生水位観測所	倉吉市福生	倉吉市、北栄町

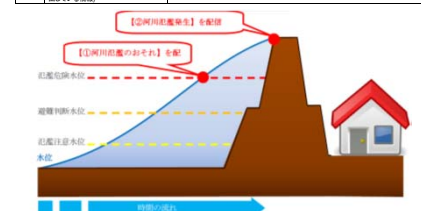
※携帯電話の基地局の圏域により、配信エリア近域の方にも届く場合があります。



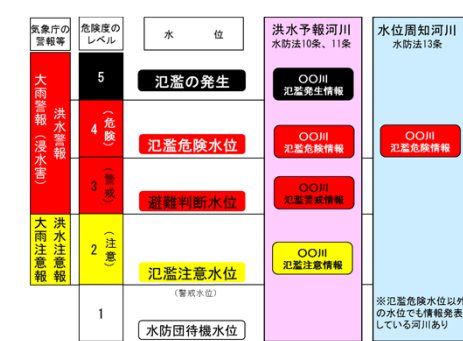
なお、詳細は倉吉河川国道事務所HPをご覧ください。
<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>

【配信の内容】

段階	配信情報	配信情報
①	河川氾濫のおそれがある情報	天神川の〇〇観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-1	氾濫が発生した情報	天神川の〇〇観測所の堤防区間で河川の水が堤防を越えて氾濫が発生する事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-2	氾濫が発生した情報	天神川の〇〇観測所の堤防区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時



▼ 洪水時の情報提供



▼ 水位表示帯の設置箇所

新田橋・倉吉大橋・小鴨橋 大鴨歩道橋・上福田橋・天神橋
 大原橋・貫茂橋・生田橋・河戸橋

減災対策協議会

国土交通省では、平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえて、施策では守り切れない大洪水に対して、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、計画的に進めています。

天神川においても、平成28年度に、国、県、流域自治体で構成する「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、『「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく天神川流域の減災に対する取組方針』を策定。平成32年度を目標に各関係機関が連携して取組を進めて行くこととしています。



H28.7.6 第1回天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

■天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ＜構成員＞

- 倉吉市長
- 北栄町長
- 湯梨浜町長
- 三朝町長
- 鳥取県 危機管理局長
- 〃 中部県土整備局長
- 気象庁 鳥取地方気象台長
- 国土交通省 倉吉河川国道事務所長

- 第1回協議会 平成28年7月6日
 - ◆協議会を設立
- 第2回協議会 平成28年10月7日
 - ◆天神川流域の減災に対する取組方針を策定
- ※平成29年度以降は取組方針のフォローアップのための協議会を開催します。

【5年間で達成すべき目標】

急激な水位上昇を伴う洪水、浸水が広範囲となり長期化する氾濫特性を踏まえ、天神川では大規模水害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

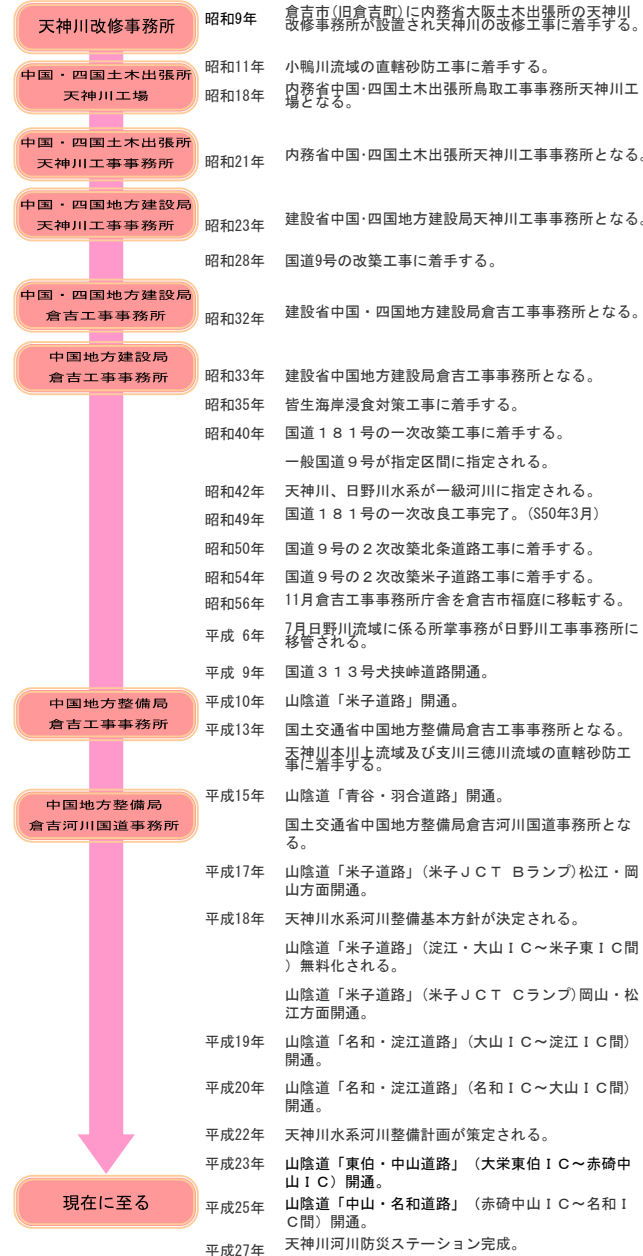
【目標達成に向けた取組】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組
- ② 急流河川の地域特性に応じた効率的、効果的な水防活動
- ③ 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動

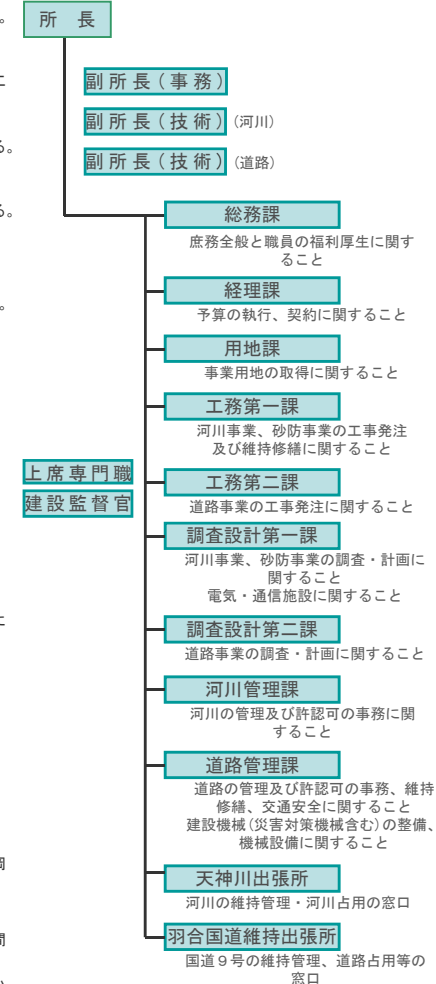
事務所について

組織と沿革

■ 事務所の沿革



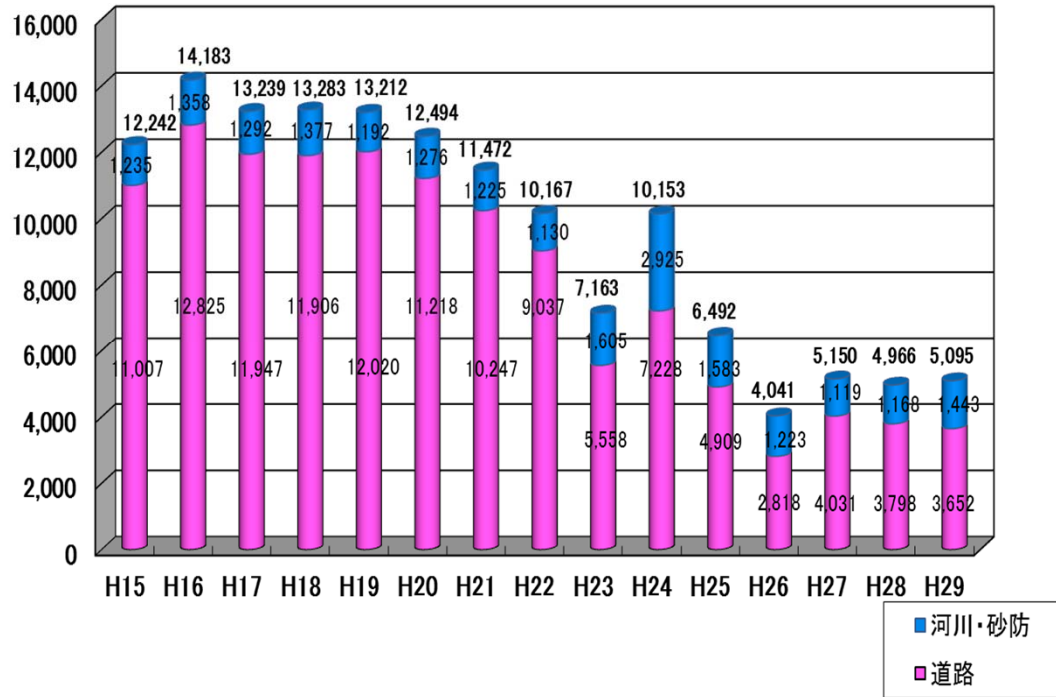
■ 組織



予算概要

■ 事業費の推移

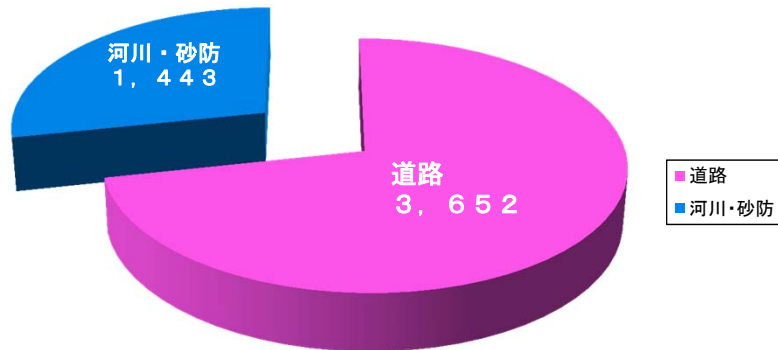
(単位:百万円)



■ 平成29年度事業費

<全体事業費 5,095>

(単位:百万円)



広報活動

■ 倉吉河川国道事務所ホームページ

事務所ホームページは、現在行っている各事業の情報や話題を紹介しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>

※天神川水系ライブカメラ映像、中国地方の道路情報等へは、右記QRコードを携帯電話で読み取ることにより、アクセスしていただくこともできます。



【QRコード】



■ 天神川水系ライブカメラ映像

天神川水系に5箇所設置してあるライブカメラの映像を見ることができます。

■ 鳥取県内道路ライブカメラ

道路情報や交通状況等をパソコン、携帯電話からアクセスして知ることが出来る情報提供サービスです。道路情報をリアルタイムで画像提供しています。



<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/road-camera/>

※上記ホームページへは、右のQRコードを携帯電話で読み取ることにより、アクセスしていただくこともできます。



携帯サイト

【QRコード】

■ 出前講座

ご依頼により、各種会議、イベント、町内会、学校の授業などに職員が出向き、川や道路などについての取り組みを紹介したり、専門的知識を活かした話をお届けしています。

出前講座の様子



道路に関する窓口・手続

道路に関する窓口

道の相談室

「道の相談室」は幅広く道に関する相談を受け付け、皆様からいただいたご相談などに速やかに対応するための窓口です。この窓口で責任を持ってお受けし、各関係機関へ連絡処理をし、ご通知いただいた方に必ずご返事するワンストップサービスを提供しております。

皆様から寄せられたご相談は、あらゆる角度から検討・分析して、貴重なデータとして道路行政に反映しますので、あらゆるご相談をお待ちしております。

ただし、工事の契約内容等については取り扱いできません。

「道の相談室」のフリーダイヤルによる相談の受付は、平成25年6月末をもって終了させていただきました。平成25年7月からは一般電話(有料)にて承っております。

受付窓口

TEL:082-222-6274
FAX:082-511-6467

インターネット: <https://www.cgr.mlit.go.jp/soudan/mail/mail.html>

受付時間(窓口対応)

AM9:30~PM5:00
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

※FAX・インターネットは24時間受付としております。
(回答は、上記の窓口対応時間に実施いたします。)

緊急ダイヤル

道路の異常(事故による道路の損傷、路面の陥没、倒木や落石、排水不良など)を見つけたら#9910へご一報下さい。

道路利用者の皆様からの直接の緊急通報(24時間受付)を受けて道路管理者が迅速に対応を図ることによって安全を確保します。

道路の異常を発見したら……



安全な場所に停止して下さい。
場所を確認して下さい。
#9910をプッシュして下さい。
ガイダンスにしたがって場所と状況をお知らせ下さい。

積載物の散乱
路面の陥没
ガードレールの壊れ
ガードレールが壊れています
道に穴があいています

道路利用の手続き

正しい道路利用をしていただくための手続の受付を行っています。

道路を利用する場合は、使う目的や使い方について、道路管理者(羽合国道維持出張所及び西部分室)へ届け出て、許可や承認を受ける必要があります。

▼ 届け先

次の場合は、道路管理者(羽合国道維持出張所及び西部分室)に届け出が必要です。

- 道路敷地と民有地との境界(官民境界)を確認するとき
- ガードレールや道路標示等の道路施設をこわしたとき

▼ 許可

道路占用

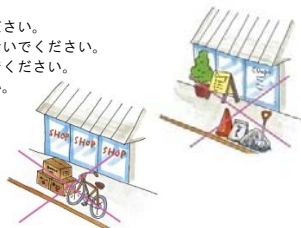
道路上に看板や日よけなどを突き出す場合は、道路管理者の許可が必要です。
○のものは許可が必要です。×のものは許可できません。



▼ 特殊車両の通行許可

車両制限令の一般的制限値を超える車両にて通行する場合は、道路管理者の許可が必要です。

※特殊車両通行許可申請に関する受付・審査は、松江国道事務所で行います。



▼ 承認工事

次の場合は、道路管理者の承認が必要です。

- 車両の出入り口新設のため歩道の切り下げ、ガードレールの撤去、法面埋め立てなど、道路に関する工事を行うときの受付を行っています。

▼ 禁止行為

道路上で通行の妨げとなることは行ってはいけません。

- 荷物などをおかないでください。
- 歩道に自転車等を放置しないでください。
- 立看板や土砂をおかないでください。
- 作業場としないでください。

事務所・出張所の案内

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1-18
TEL (0858) 26-6221 (代表(総務課))
(0858) 26-6222 (経理課)
(0858) 26-6223 (用地課)
(0858) 26-6224 (工務第一課)
(0858) 26-6227 (工務第二課)
(0858) 26-6248 (調査設計第一課)
(0858) 26-6229 (調査設計第二課)
(0858) 26-6237 (河川管理課)
(0858) 26-6239 (道路管理課)

FAX (0858) 26-6299 (代表)

ホームページアドレス: <http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>
E-メールアドレス: kurayosi@cgr.mlit.go.jp



天神川出張所

〒682-0803 倉吉市見日町123
TEL (0858) 23-6551
FAX (0858) 23-6553



羽合国道維持出張所

〒682-0721 湯梨浜町田後299-1
TEL (0858) 35-3231
FAX (0858) 35-3233



羽合国道維持出張所

西部分室

〒689-3326 西伯郡大山町安原795
TEL (0859) 56-5212
FAX (0859) 56-5228

